岩内町移住定住促進補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本町への移住定住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を図ることを目的として、町内に移住定住しようとする者の負担を軽減するため、引っ越し費用及び家賃の一部を補助することについて、岩内町補助金等交付規則（昭和５６年岩内町規則第９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　転入　他の市区町村の住民基本台帳から岩内町の住民基本台帳に記録されること。

⑵　定住　転入後、町内に永住し、又は相当期間生活の本拠地を置くこと。

⑶　賃貸住宅　町内に居住用に建設された建物の所有者等との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　町営、道営等の公的賃貸住宅

イ　社宅、官舎、寮等の給与住宅

ウ　３親等以内の親族が所有する住宅

⑷　家賃　賃貸住宅に係る賃貸借契約に定められた賃借料（管理費、共益費、駐車場使用料等を含む。）の月額をいう。

⑸　市区町村税　市区町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税をいう。

⑹　町税　町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税をいう。

（補助対象者）

第３条　この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　平成２９年３月１日以後に岩内町に転入していること。

⑵　転入前の３年間継続して本町の住民基本台帳への記録がないこと。

⑶　転勤、就学その他一時的な居住ではなく、本町に定住する意思があること。

⑷　転入した日において、世帯全員の年齢が満４０歳未満であること。

⑸　町内の事業所に勤務する正社員、正職員若しくはその予定であること。又は自営業者若しくはその予定であること。

⑹　居住する地域の町内会組織に加入していること（町内会が組織されていない地域に居住する場合を除く。）。

⑺　引っ越し補助金の補助対象者は、住宅家賃補助金の補助対象者とする。

⑻　転入前、世帯全員が市区町村税を滞納していないこと。又、転入後、世帯全員が町税を滞納していないこと。

⑼　公務員（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第１項に規定する地方公務員をいう。）ではないこと。

⑽　世帯全員が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１１条に規定する扶助を受けていないこと。

⑾　世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

⑿　日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）その他法令の規定に基づき、日本国の永住許可を受けていること。

⒀　当該補助金に類する他の補助金を受けていないこと。

（補助金の交付）

第４条　町長は、補助対象者に対し、別表第１に掲げるところにより、引っ越し補助金及び住宅家賃補助金（以下「移住定住補助金」という。）を交付する。

２　引っ越し補助金の交付に当たっては、次の各号に掲げるところにより、取り扱うものとする。

⑴　補助対象者本人が引っ越しするものを対象とする。

⑵　引っ越しとは、引っ越し業者へ依頼し、費用が発生した場合とする。

３　住宅家賃補助金の交付に当たっては、次の各号に掲げるところにより、取り扱うものとする。

⑴　転入した日の属する月の翌月から起算して３６ヶ月目までの家賃を対象とする。

⑵　転入時に補助対象者本人が契約者となり、新たに賃貸住宅を賃借する場合を対象とする。

（交付申請）

第５条　移住定住補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩内町移住定住促進補助金交付申請書（様式第１号）に別表第２に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

２　前項の申請は、次の各号の補助金の種類ごとに、当該各号に掲げる日（こ

の要綱の施行前の場合は施行日）から３０日以内に行うものとする。

⑴　引っ越し補助金　引っ越し費用の支払が完了した日

⑵　住宅家賃補助金　賃貸借契約締結日

（交付決定及び通知）

第６条　町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、移住定住補助金の交付が適当と認めたときは交付を決定し、岩内町移住定住促進補助金交付決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

２　町長は、前条の規定による申請の内容を審査し、移住定住補助金を交付すべきでないものと認めたときは、岩内町移住定住促進補助金不交付決定通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第７条　前条第１項の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書の内容に変更が生じたときは、岩内町移住定住促進補助金変更申請書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による申請により、補助金の額又は補助金の交付期間を変更すると決定したときは、岩内町移住定住促進補助金変更交付決定通知書（様式第８号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第８条　交付決定者は、補助金の支払を受けようとするときは、岩内町移住定住促進補助金請求書（様式第９号）により、町長に請求するものとする。

２　住宅家賃補助金に係る前項の請求は、原則として年２回とし、次の各号に掲げる区分でそれぞれに定める期限までに行うものとする。

⑴　前期　４月から９月までの期間における家賃　１０月末まで

⑵　後期　１０月から３月までの期間における家賃　４月末まで

（支払）

第９条　町長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定者に支払うものとする。

（状況の調査）

第１０条　町長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

（交付決定の取消し等）

第１１条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、岩内町移住定住促進補助金交付決定取消通知書（様式第１０号）により、移住定住補助金の交付の決定を取消すことができる。

⑴　偽りその他不正な手段により移住定住補助金の交付を受けたとき。
⑵　交付決定後の事情の変更により、第３条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
⑶　その他町長が交付の決定を取消す相当の理由があると認めたとき。
２　町長は、前１項の規定により移住定住補助金の交付の決定を取消した場合において、既に支払った移住定住補助金の全部又は一部について、交付決定者に対し岩内町移住定住促進補助金返還命令書（様式第１１号）により、その返還を命ずることができる。
３　町長は、前３項の規定により交付決定者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。
（その他）
第１２条　この要綱に定めるもののほか、移住定住補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。
附　則
１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
２　この要綱は、平成３２年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定を受けている交付決定者に対する移住定住補助金の交付については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。
附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱による改正後の岩内町移住定住促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる決定等について適用し、施行日前に行われた決定等については、なお従前の例による。